

しばしん懸賞金付き定期預金規定

(ふくふく定期預金)

〈非自動継続型の場合〉

1.(預金の支払時期)

しばしん懸賞金付き定期預金(以下「この預金」といいます。)=証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.(利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を(非自動継続型・自動継続型)共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。))によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

〈自動継続型の場合〉

1.(自動継続)

- (1)この預金は、証書記載の満期日に期間1年のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.(自動継続後のこの預金の取扱い)

- (1)継続日にしばしん懸賞金付き定期預金の取扱いをしている場合
この預金の満期日に期間1年のスーパー定期に自動的に継続し、継続後の定期預金にも懸賞金抽せん権(抽せん番号)を付与します。
- (2)継続日にしばしん懸賞金付き定期預金の取扱いをしていない場合
この預金の満期日に期間1年のスーパー定期に自動的に継続し、継続後の定期預金には懸賞金抽せん権(抽せん番号)は付与されません。

3.(利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日に支払います。
- (2)この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金と共に支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4)この預金を(非自動継続型・自動継続型)共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。))によって計算し、この預金と共に支払います。
 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.(預金名義人に相続が発生した場合の特約)

預金名義人に相続が発生した場合、当金庫が相続の開始を知ってから最初に到来する満期日以降は、スーパー定期預金として継続されるものとします。

(非自動継続型、自動継続型) 共通規定

1.(証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。なお、小切手等証券類によるこの預金の受入れは、募集期間最終日までに決済されたものに限ります。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当店で返却します。

2.(反社会的勢力との取引拒絶)

- (1)この預金口座は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為
- (3)前項により、この預金口座が解約された場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書および届出の印章をご持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

3.(預金の解約、書替継続)

- (1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

4.(届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)証書や印章を失ったときまたは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)証書または印章を失った場合のこの預金の元利金および懸賞金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3)証書を再発行(汚損等による再発行を含みます)する場合には、当金庫所定の手数料を支払ってください。

5.(成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫では責任を負いません。

6.(印鑑照合)

証書、語届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7.(譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金、証書、懸賞金抽せん権および懸賞金は、譲渡または質入れることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3)この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽せん権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

8.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することができます。

なお、この預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。相殺する場合には、当金庫所定の手続によるものとします。

9.(当選金の失効)

当選した抽せん権(抽せん番号)が付与された定期預金が次の各号に該当した場合、抽せん権は失効します。

- (1)満期日前に解約された場合
- (2)定期預金の満期日以後、当選金の払戻し手続きをせずに5年間が経過した場合

10.(休眠預金等活用法にかかると最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイト「休眠預金等のお取り扱いについて」に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日)までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りす。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払い停止が解除された日
 - ② この預金について、強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続きが終了した日
 - ③ 法令又は契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りす。) 当該入出金が行なわれた日又は入出金が行なわれないことが確定した日
 - ④ 総合口座取引に基づくこの預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

11.(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金の債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りす。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行なわれたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行なわれたこと
- (4)当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることとを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5)本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

12.(規定の変更等)

- (1)この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
- (2)前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。